

通達新旧対照条文

○内航運送に係る貨物利用運送事業の登録及び許可の申請並びに約款の認可申請等の処理について
 (平成17年4月21日 国総貨複第22号)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>一 (略)</p> <p>二 第一種貨物利用運送事業</p> <p>I 申請の方法等</p> <p>1 登録申請書</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>(7) 利用運送の区域又は区間 「全国各港間」と記載させることによい。</p> <p>(8) 業務の範囲 「一般事業」と記載させること。</p> <p>(削る)</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) 利用する運送を行う実運送事業者との運送に関する契約書(以下「貨物利用運送契約書」とする。) 写し 原則として貨物利用運送契約書の写し(申請時において契約が締結されていない場合には、契約書(案)に代えることができる。こ</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 第一種貨物利用運送事業</p> <p>I 申請の方法等</p> <p>1 登録申請書</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>(7) 利用運送の区域又は区間 「全国各港間」と記載させることによい。(主たる航路が決まっている場合には当該航路を記載させること(例・東京一釧路)。</p> <p>(8) 業務の範囲</p> <p>① 「一般事業」と記載させること。</p> <p>② 取り扱う物品の範囲を別表の品目分類表に掲げる品目により記載させること。</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) 利用する運送を行う実運送事業者との運送に関する契約書(以下「貨物利用運送契約書」とする。)の写し 原則として貨物利用運送契約書の写しを添付することとするが、</p>

の場合、登録日までに（新設法人の場合は、会社設立後速やかに）契約書の写しを提出させることを添付することとするが、内航海運事業における商取引慣行上、貨物利用運送契約書の添付が困難である場合には、運賃の收受に関する書類等に代えることができる。

(4) 規則第4条第2項第3号に規定する「貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類」については、当該貨物利用運送事業を遂行するために必要な事務所その他の営業所等（貨物の保管体制を必要とする場合にあつては、保管施設を含む。）の使用権原を有することを証する書類（宣誓書）を添付させるものとする。ただし、営業所及び保管施設の所在地の変更に係る事業計画の変更の届出の場合にあつては、規則第4条第3項の規定に基づき、当該書類の添付を省略することができるものとする。

(5) (略)

II 登録（変更登録）に当たつての具体的処理基準

1 事業計画（施設）の適切性

(1) 貨物利用運送事業を遂行するために必要な施設の保有
使用権原のある営業所、事務所、店舗等を保有しているものであること。また、当該営業所等が関係法令に抵触しないものであること。

(2) (略)

2 (略)

内航海運事業における商取引慣行上、貨物利用運送契約書の添付が困難である場合には、運賃の收受に関する書類等に代えることができる。

(4) 規則第4条第2項第3号に規定する「貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類」については、当該貨物利用運送事業を遂行するために必要な事務所その他の営業所等（貨物の保管体制を必要とする場合にあつては、保管施設を含む。）の使用権原を有することを証する書類を添付させるものとする。ただし、営業所及び保管施設の所在地の変更に係る事業計画の変更の届出の場合にあつては、規則第4条第3項の規定に基づき、当該書類の添付を省略することができるものとする。

(5) (略)

II 登録（変更登録）に当たつての具体的処理基準

1 事業計画（施設）の適切性

(1) 貨物利用運送事業を遂行するために必要な施設の保有
使用権原のある営業所、事務所、店舗等を保有しているものであること。また、当該営業所等が関係法令に抵触しないものであり、規模が適切なものであること。

(2) (略)

2 (略)

3 その他留意事項
登録申請書の受理 (略)

(削る)

三 第二種貨物利用運送事業の許可の申請等

I 申請の方法等

1 事業計画

(1) (略)

(2) 利用運送の区域又は区間

「全国各港間」と記載させることによい。

(3) (4) (略)

(5) 業務の範囲

「一般事業」と記載させること。

3 その他留意事項
(1) 登録申請書の受理 (略)

(2) 内航運送をする事業の類似行為に関する留意点

船舶の貸渡しをする事業（内航運送をする事業を営んでいる者を除く。）を営む者が内航貨物利用運送事業を兼業する場合で、自らが所有する船舶により貨物の運送を行う場合は、内航運送をする事業に該当するため、内航海運業法の規定に従い手続を行うよう指導することとする。

三 第二種貨物利用運送事業の許可の申請等

I 申請の方法等

1 事業計画

(1) (略)

(2) 利用運送の区域又は区間

仕立地、仕向地の港名及び航路名を記載させること。不定期航路の就航する船舶を利用する場合には、「全国各港間」と記載させることによい。

(3) (4) (略)

(5) 業務の範囲

① 「一般事業」と記載させること。

② 取り扱う物品の範囲を別表の品目分類表に掲げる品目により記

載させること。

(6) ～ (8)

2 (略)

3 添付書類

(1) (略)

(2) 貨物利用運送契約書の写し

原則として貨物利用運送契約書の写し(申請時において契約が締結されていない場合には、契約書(案)に代えることができる。この場合、許可日までに(新設法人の場合は、会社設立後速やかに)契約書の写しを提出させること)を添付することとするが、内航海運事業における商取引慣行上、貨物利用運送契約書の添付が困難である場合には、運賃の收受に関する書類等に代えることができる。

(3) 規則第19条第1項第2号に規定する「貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類」については、当該貨物利用運送事業を遂行するために必要な事務所その他の営業所等(貨物の保管体制を必要とする場合にあつては、保管施設を含む。)の使用権原を有することを証する書類(特定二種の集配営業所等以外については宣誓書)を添付させるものとする。ただし、営業所及び保管施設の所在地の変更に係る事業計画又は集配事業計画の変更の届出の場合にあつては、規則第19条第2項の規定に基づき、当該書類の添付を省略することができるものとする。

(4) 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書については、

(6) ～ (8)

2 (略)

3 添付書類

(1) (略)

(2) 貨物利用運送契約書の写し

原則として貨物利用運送契約書の写しを添付することとするが、内航海運事業における商取引慣行上、貨物利用運送契約書の添付が困難である場合には、運賃の收受に関する書類等に代えることができる。

(3) 規則第19条第1項第2号に規定する「貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類」については、当該貨物利用運送事業を遂行するために必要な事務所その他の営業所等(貨物の保管体制を必要とする場合にあつては、保管施設を含む。)の使用権原を有することを証する書類を添付させるものとする。ただし、営業所及び保管施設の所在地の変更に係る事業計画又は集配事業計画の変更の届出の場合にあつては、規則第19条第2項の規定に基づき、当該書類の添付を省略することができるものとする。

(4) 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書については、

(4) 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書については、

過去3か年分を添付させるものとする。ただし、「損益計算書」については、規則第19条第2項の規定に基づき、当該書類の添付を省略することができるものとする。

(5) (略)

II 許可(事業計画変更認可)に当たつての具体的処理基準

1 (略)

2 事業計画の適切性

(1) (略)

(2) 貨物利用運送事業を遂行するために必要な施設の保有

使用権原のある営業所、事務所、店舗等を保有しているものであること。また、当該営業所等が関係法令に抵触しないものであること。

(3) (略)

3 事業適確遂行能力

(1) (略)

(削る)

過去3か年分を添付させるものとする。

(5) (略)

II 許可(事業計画変更認可)に当たつての具体的処理基準

1 (略)

2 事業計画の適切性

(1) (略)

(2) 貨物利用運送事業を遂行するために必要な施設の保有

使用権原のある営業所、事務所、店舗等を保有しているものであること。また、当該営業所等が関係法令に抵触しないものであり、規模が適切なものであること。

(3) (略)

3 事業適確遂行能力

(1) (略)

(2) 過去数年間の健全経営

過去3か年程度法人の経常収支が健全であること。(新たに法人を設立する場合にあっては、健全な経営が行われるものと認められるものであること。)

(2) (略)

4 集配事業計画の適切性

(削る)

(1) (略)

(2) 集配業務を他の者に委託する場合

①集配営業所

・ 集配営業所については、それぞれの仕立地、仕向地ごとに設置することを原則とするが、仕向地については、当該事業者と配達業務の受託者との間の業務委託契約書又は契約書（案）（この場合、許可日までに（新設法人の場合は、会社設立後速やかに）契約書の写しを提出させること。）により配達業務の遂行が可能と認められる場合には、省略することができる。また、仕立地についても、当該事業者と集荷業務の受託者との間の業務委託契約書又は契約書（案）（この場合、許可日までに（新設法人の場合は、会社設立後速やかに）契約書の写しを提出させること。）により集荷業務の遂行が可能と認められる場合には、集配事業計画に集配業務を統括する自社の営業所を集配営業所として記載すればよいこととする。

(3) (略)

4 集配事業計画の適切性

(1) 集配体制

・ 集配営業所ごとに集配車両2両以上を含む集配体制が整っていること。

・ 自己の車両で集配をする場合にあつては、当該集配業務に適切な構造を有する事業用自動車の使用権原を有すること。

(2) (略)

(3) 集配業務を他の者に委託する場合

①集配営業所

・ 集配営業所については、それぞれの仕立地、仕向地ごとに設置することを原則とするが、仕向地については、当該事業者と配達業務の受託者との間の業務委託契約書により配達業務の遂行が可能と認められる場合には、省略することができる。また、仕立地についても、当該事業者と集荷業務の受託者との間の業務委託契約書により集荷業務の遂行が可能と認められる場合には、集配事業計画に集配業務を統括する自社の営業所を集配営業所として記載すればよいこととする。

②集配業務の委託先

- ・ 受託者との間に、集配業務委託契約が締結されていること
若しくは締結の予定があること（この場合、契約書（案）を提出させ、許可日までに（新設法人の場合は、会社設立後速やかに）契約書の写しを提出させること。）又はこれと同等のものと認められ得ること。

・ (略)

(削る)

②集配業務の委託先

- ・ 受託者との間に、集配業務委託契約が締結されていること
又はこれと同等のものと認められ得ること。

・ (略)

5 その他留意事項

(1) 内航運送をする事業の類似行為に関する留意点

船舶の貸渡しをする事業（内航運送をする事業を営んでいる者を除く。）を営む者が内航貨物利用運送事業を兼業する場合で、自らが所有する船舶により貨物の運送を行う場合は、内航運送をする事業に該当するため、内航海運業法の規定に従い手続を行うよう指導することとする。

四 (略)

四 (略)

(削る)

別表 品目分類表

1	穀物	2	野菜・果物	3	畜産品	4	水産品	5	その他の農林		
産品	6	木材	7	薪炭	8	石炭	9	鉄鉱石	10	硫化鉱	11
金属鉱	12	砂利・砂・石材	13	石灰石	14	原油	15	そ			
の他の非金属鉱物	16	鉄鋼	17	非鉄金属	18	金属製品	19	そ			
輸送用機械	20	その他の機械	21	セメント	22	その他の窯業					
品	23	重油	24	揮発油	25	L・P・G	26	L・N・G			
27	その他の石油及び石油製品	28	コークス	29	その他の石炭						

製品 30 化学製品 31 化学肥料 32 その他の化学工業品 3
3 紙・パルプ 34 繊維工業品 35 食料工業品 36 日用品
37 その他の製造工業品 38 金属くず 39 その他の特殊品 4
0 分類不能なもの